規則第７号

北海道国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産管理運用規則の一部改正について

北海道国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産管理運用規則（平成 27 年規則第 13 号）の一部を次のとおり改正する。

（傍線部分は改正箇所）

改　正	現　行
（積立資産の額） 第３条　積立資産の額は、事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合にあっても、事業運営が継続可能と見込まれる額とし、毎年度予算をもって積み立てるものとする。	（積立資産の額） 第３条　積立資産の額は、当該年度のデータ管理システム手数料及び共同処理手数料（以下「手数料」という。）収入の年度額の10％相当額を上限とする。
【削る】	（積立資産の予算及び決算） 第４条　積立資産の予算は、過去の手数料収入（年度額）の実績をもとに推計した当該年度の手数料収入の年度額（見込額）の10％相当額以内の額を計上し、決算においては、当該年度の手数料収入の年度額の10％相当額以内を積み立てる。
（運用益金の処理） 第４条　【略】 （会計編入） 第５条　【略】 （繰替運用） 第６条　【略】 （補則） 第７条　【略】	（運用益金の処理） 第５条　【略】 （会計編入） 第６条　【略】 （繰替運用） 第７条　【略】 （補則） 第８条　【略】
附　則 この規則は、公布の日から施行する。	